

横手市農業委員会

令和3年度 第6回

農業委員会総会議事録

令和3年8月12日

令和3年度 第6回横手市農業委員会総会議事録

令和3年8月12日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第27号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第28号 令和3年度秋田県農業委員会大会への要請事項（案）について
7. 議案第29号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）
について
8. 議案第30号 非農地証明願いの証明申請について
9. 報告第6号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1		欠	13	高瀬俊作	出
2	木村由美子	出	14		欠
3	菅原一太郎	出	15	高橋尚也	出
4	佐藤仁	出	16		欠
5	堀江一彦	出	17	佐々木由紀子	出
6	佐藤勇	出	18	吉田豊	出
7	遠藤タミ子	出	19	高橋康弘	出
8	丹波賢太郎	出	20	高橋正也	出
9	小笠原夏子	出	21	佐藤真志子	出
10	吉田和儀	出	22	千葉肇	出
11		欠	23	齊藤龍平	出
12	佐々木秀一	出	24	飯野正和	出

当日の欠席委員

1番 平良木 保 委員
 11番 近江 清 廣 委員
 14番 伊藤 亨 委員
 16番 佐藤 省 美 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局					
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局	農委事務局主査	藤	田		潤
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は 20 名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第 11 条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 6 回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第 22 条第 2 項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
12 番 佐々木 秀一 委員
13 番 高瀬 俊作 委員
の両名を指名いたします。

日程 2、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 2 ページになります。申請案件は 11 件です。

「1 番」は横手地域局管内から、「1 番」は申請地隣接居住者への贈与です。

「2 番、3 番」は増田地域局管内から、「2 番」は買入による規模拡大です。「3 番」は農地所有適格法人による買受による規模拡大です。なお、譲受人は、横手市における農地所有は初めてですが、東成瀬村において、約 3ha で農業経営している株式会社で農産物の生産並びに販売、食料品等の加工販売を行っております。本申請に際しまして、法人の事業報告書および定款等により、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。

「4 番」は平鹿地域局管内から、「4 番」は近接地耕作者への贈与です。3 ページになります。

「5 番から 7 番」は雄物川地域局管内から、「5 番」は合作地の買受による規模拡大です。「6 番」は買受による規模拡大です。「7 番」は農地所有適格法人による買受による規模拡大です。なお、譲受人は、家畜の肥育、販売および農畜産物の生産、加工、販売を行う株式会社で、養豚、酪農を主としておりますが、羽後町において約 6ha の農地で農業経営をしております。本申請に際しまして、法人の事業報告書および定款等により、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。

4 ページに跨ります。

「8 番、9 番」は大森地域局管内から、「8 番」は賃借権の設定による規模拡大です。なお、申請地は未相続地ではありますが、相続人全員より同意を得ていることを確認しております。「9 番」は合作地の買受による規模拡大です。

事務局	<p>「10 番」は十文字地域局管内から、「10 番」は姉弟間の贈与です。 「11 番」は大雄地域局管内から、「11 番」は買受による規模拡大です。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 42 番から 52 番に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p>
22 番	<p>質問という訳ではないですが、「7 番」の会社の事業内容の説明で、酪農とありましたが、酪農はやめておりますので、補足させていただきます。</p>
事務局	<p>定款上には記載がありましたが、22 番委員からの情報提供ということでお受けいたします。有難うございます。</p>
議長	<p>ほかにご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 24 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 24 号」については許可することに決定いたします。</p> <p>日程 3、議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。はじめに番号 3 について、8 月 10 日付けで「許可申請取下書」が提出されております。従いまして本案件は 2 件となります。</p> <p>「1 番」は横手地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第 1 種農地」と判断します。</p> <p>事業概要は、申請人は現在申請地の隣接地で居住していますが、敷地</p>

が狭いためガレージの設置が出来ず、また、駐車の際も縦列駐車しなければならないため、この度宅地を拡張し、ガレージの設置及び植栽を行うものです。

土地概要は、「横手市境町公民館」から北に約 550mにある農地で、地目は登記も現況も「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路を介して申請人所有農地、西側は水路を介して市道、南側・東側は申請人所有農地となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は側溝を設置し、水路に放流させる計画です。

被害防除は、約 40cm の盛土・造成を行う計画ですが、コンクリートブロックを設置し、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。

その他、申請地は一部すでに宅地として利用しているところがあり、弁明書の提出にて説明を受けております。農振除外について、今月中に県からの同意があり次第決定公告予定である旨横手市に確認済みです。

現地調査は、7月27日、佐藤省美委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

本案件は「第1種農地」であります。既存の住宅用地の拡張であることから、農地法施行規則第33条第4号の規定により不許可の例外に該当するものと考えます。

「2番」は平鹿地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断します。

事業概要は、申請人は現在申請地北側に住んでいますが、申請地の東側隣接地にあった車庫兼作業小屋を今年の4月に火災により焼失してしまったため、この度申請地と隣接宅地を一体として利用し、新たに車庫を建築するものです。

土地概要は、「温泉保養施設ゆっふる」から西に約 830mにある農地で、地目は登記も現況も「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は墓地及び法定外公共財産の道路、東側は申請人所有宅地、南側は申請人所有農地となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、通帳の写しにより確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、一部約 50cm の盛土・造成を行う計画ですが、L型擁壁を設置し、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためございません。

現地調査は、8月4日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」であります。日常生活上必要な建物として車庫を建築するものであり、農地法施行規則第33条第4号の規定により不許可の例外に該当するものと考えます。

事務局	<p>以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 25 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 25 号」については許可することに決定いたします。</p> <p>日程 4、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開き下さい。「1 番」は横手地域局管内から、農地区分は、申請地は市街地に近接する区域にある農地で、集落内に介在し、申請地の西側の一団の農地とは県道により分断されており、一体的な営農を図ることができない状況であることから、別の一団の農地と判断され、その規模がおおむね 10h a 未満の集団性の低い農地の区域内にあることから「第 2 種農地」と判断します。</p> <p>事業概要は、譲受人は現在アパート住まいしており、子供も成長し、手狭となったことから申請地に一般住宅及びカーポートを建築するものです。</p> <p>土地概要は、「市立横手北中学校」より北に約 300m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路を介して農地、東側は農地、西側・南側は水路を介して市道となっております。</p> <p>資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。</p> <p>排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下させる計画です。</p> <p>被害防除は、約 50cm の盛土・造成を行う計画ですが、法面を安定勾配にすることにより、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。</p> <p>意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。</p> <p>その他、進入路について、道路法 24 条による承認書が横手市より出さ</p>

れております。また水路の乗入について、秋田県南旭川水系土地改良区より許可書が出されております。

現地調査は、7月27日、佐藤省美委員と久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第2種農地」であります。第1種農地の例外許可事由に該当する場合は許可できるとされておりますので、この度の事業は住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、該当しているものと考えます。

「2番」は増田地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は現在アパート住まいしており、子供も成長し、手狭となったことから、この度譲渡人である父親所有の申請地に一般住宅とカーポートを建築するものです。

土地概要は、「増田地域局」から南東に約1.4kmにある農地で、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は一部が横手市所有の防火水槽、一部が隣家の宅地、西側・南側は譲渡人所有の農地、東側は県道となっております。

資金計画は、全額金融機関からの借入となっており、融資証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は自然流下により処理するとしております。

被害防除は、約50cmの盛土・造成を行いますが、法面を安定勾配にすることにより、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、改良区の管轄外のためありません。

その他、農振除外について、県から同意があり次第決定公告予定である旨横手市に確認済みです。

現地調査は、8月4日、千葉肇委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」であります。住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えます。

続いて14ページとなります。「3番」は平鹿地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は現在アパート住まいしており、この度県道沿いにあり、国道にも近い申請地に一般住宅を建築するものです。

土地概要は、「秋田県果樹試験場」から南東に約600mにある農地で、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・東側・南側は農地、西側は県道となっております。

資金計画は、全額金融機関からの借入となっており、融資証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は自然流下により処理するとしております。

被害防除は、申請地の周囲にはすでに擁壁が設置されており、弁明書によりますと平成20年の県道拡幅工事の際に申請地を借りた建設業者

が法面保護のため設置したということです。

意見書は、改良区の管轄外のためありません。

現地調査は、8月4日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」であります。住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えます。

「4番」も平鹿地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は今年4月8日に設立された農産物の生産・加工・販売を行う法人であります。この度、菌床シイタケ栽培施設及び農機具格納庫を設置するものです。

土地概要は、「市立浅舞小学校」から南西に約1.6kmにある農地で、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側・南側は貸渡人所有の農地、東側は市道となっております。

資金計画は、借入金と補助金で対応するとのことで、融資証明書及び補助金決定通知書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成はありませんが、境界から約1mの緩衝地を設け、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。

その他、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱により、開発行為について協議がされております。また農振の軽微変更について、6月16日付けで決定公告されております。

現地調査は、8月4日、菅原一太郎委員及と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」であります。農業用施設の用に供するものであるため、農地法施行令第4条第1項第2号のイの規定の不許可の例外に該当するものと考えます。

続いて16ページです。「5番」は雄物川地域局管内からです。農地区分は、申請地は、集落内に介在し、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため「第2種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は現在実家住まいであるが、子供も成長し、手狭となったことから、譲渡人である母親所有の申請地に夫と共同で一般住宅を建築するものです。

土地概要は、「県立雄物川高等学校」から北西に約286mに位置しており、地目は地番31-2は「畑」、31-13は「田」となっております。隣接地の状況は、東側・西側は宅地、南側は農地、北側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自

事務局

然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は予定しておりませんが、緩衝地を設けることで周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっており、ありません。

現地調査は、7月28日、吉田和儀委員と小笠原夏子委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第2種農地」ですが、第1種農地の例外許可事由に該当する場合は許可できるとされておりますので、この度の事業は住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、該当しているものと考えます。

「6番」も雄物川地域局管内からのものです。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は電気工事業を営む株式会社であるが、事業の拡大に伴い現在の資材置場が手狭になったため、隣接地である申請地を資材置場とするものです。

土地概要は、「雄物川温泉えがおの丘」から南西に約430mにある農地で、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は譲受人所有の既存の資材置場、西側は水路を介して山林、南側は一部は国土交通省所有の池沼、一部は譲渡人所有の農地、東側は県道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、定期預金証書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は予定しておりませんが、緩衝地を設けることで周辺に影響がないように配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

現地調査は、7月30日、吉田和儀委員と近江清廣委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第2種農地」ですが、周辺の他の土地には申請地に代えて事業の目的を達成することができる土地が存在しないため、許可に該当しているものと考えます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 26 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 26 号」については許可することに決定いたします。</p> <p>日程 5、議案第 27 号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。</p> <p>はじめに「整理番号 959 番」は、議席番号 2 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(議席番号 2 番 木村由美子委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号 959 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書 25 ページになります。</p> <p>「整理番号 959 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、8 月 13 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 959 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 959 番」については、承認することいたします。</p> <p>退席者の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 2 番 木村由美子委員 着席)</p>
議長	<p>次に、議事参与案件を除く「整理番号 910 番」から「整理番号 999 番」について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局

議案書 20 ページになります。はじめに所有権移転になります。

「整理番号 910 番」から「整理番号 911 番」の 2 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 3 年 9 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。「整理番号 912 番」から「整理番号 915 番」の 4 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。

続きまして利用権設定です。議案書 21 ページになります。「整理番号 916 番」から議案書 22 ページの「931 番」までの 16 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 3 件、再設定が 13 件となっております。

議案書 22 ページの「整理番号 932 番」から議案書 30 ページの「整理番号 999 番」までの議事参与案件を除く 67 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、8 月 13 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 910 番」から「整理番号 999 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 910 番」から「整理番号 999 番」については、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第 27 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 6、議案第 28 号「令和 3 年度秋田県農業委員会大会への要請事項(案)について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 28 号についてご説明いたします。議案書は 31 ページとなっておりますが、説明は本日配布しております「議案第 28 号別紙」という資料によりご説明させていただきます。

本件については、11 月 1 日に能代市で開催される「令和 3 年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案するものであることから、本日の総会でご審議いただくものです。

今回は、会長・職務代理者と事務局が協議し作成した提案事項のほか、各地域からもご提案をいただき、全部で7項目となっております。

それでは内容を説明いたします。なお、説明は要点のみとさせていただきますので、ご了承願います。

1件目は、「多様な農地利用の推進」です。

提案内容は、担い手による効率的な農地利用の推進に加え、中山間地域等の条件不利地域においても耕作可能な状態で農地を維持していくことが不可欠であり、地域の実情や特性を踏まえた多様な農地利用を推進する必要があることから、平地では土地利用型農業を推進するなど、農地利用の位置づけを明確化するよう提案するものです。

続きまして2ページをご覧ください。2件目は、「基盤整備関係予算の確保」です。

提案内容は、基盤整備事業は、農地の生産性の向上はもとより、農地が持つ保水や貯留機能による洪水被害防止などの面においても重要な役割を果たしており、園芸振興施策、基盤整備事業、農地中間管理事業を一体的に推進し、農地や農村を維持していく必要があることから、農業農村整備事業に必要な予算を安定的に確保するよう提案するものです。

続きまして3ページをご覧ください。3件目は、「秋田米の新品種「サキホコレ」の本格的な生産に向けた販売戦略の充実」です。

提案内容は、コロナ禍で各種農産物の売り上げが落ち込んでいる中で、新品種米「サキホコレ」は、事前PRの成果により販売前から注目が高まっており、本格的なデビューに向けて、販売戦略等を確立する必要があることから、全国へのPR等によるブランド化や販売戦略を確立し、強力に推進するよう提案するものです。

続きまして4ページをご覧ください。4件目は、「豪雪等により被災した農家に対する営農支援」です。

提案内容は、近年、大雪や豪雨により農業生産施設や果樹等へ甚大な被害が発生しているが、未だに復旧は道半ばの状況にあり、農業経営の断念による産地の衰退や農地の遊休化が懸念されることから、被災した農業者が早期に復旧し、安心して営農が継続できるよう、復旧支援への十分な予算を確保し、迅速かつきめ細かな支援を行うよう提案するものです。

次に5ページをご覧ください。5件目は、「中山間地における中小規模農家等の支援対策」です。

提案内容は、中山間地などの耕作条件不利農地では、後継者や受け手の確保が非常に難しい状況であり、遊休化する農地が増えていることから、中山間地における農地集積や集約化を促進し、農村の活性化や農地の保全を図るため、農地集積や基盤整備は地域の実情に沿った柔軟な制度とし、併せて中小規模農家を含む多様な経営体が営農を持続できる対策を講ずるよう提案するものです。

次に6ページをご覧ください。6件目は、「遊休農地の再生に係る支援対策の拡充」です。

提案内容は、地域の農地を保全するため、生産組織等が耕作条件の悪い農地を含めて集積しているが、遊休化した農地を再生するための経費等は、受け手側が全額自己負担している。遊休農地の発生防止や解消の

事務局

ためには、農地の再生利用に係る支援対策が不可欠であることから、既存事業の要件緩和や耕作者に負担を求めない柔軟な制度とするよう提案するものです。

次に7ページをご覧ください。7件目は、「新型コロナウイルスの影響による米価下落への支援」です。

提案内容は、長引く新型コロナウイルスの影響で、農産物の中でも特に主食用米の消費量は、外食産業の需要が低迷し消費が落ち込み、米価の下落等が予想されることから、農業者が安心して生産に取り組むことが出来るよう、収入確保の継続支援と、米価等の下落に対する新たな支援策を講ずることを提案するものです。

このほかにも各地域からご提案を頂いたものがございますけれども、今回はこの7件を提案したいと思います。なお、今回の提案事項に上がらなかったものにつきましては、このあと、横手市長への意見書を提出したいと考えておりますので、その際に取り入れていきたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第28号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第28号」については、異議ないものと認め、原案のとおり秋田県農業会議に提出することに決定いたします。

日程7、議案第29号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正(案)について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は32ページになりますが、こちらにつきましても本日本日配布しております資料により説明いたしますので、「議案第29号別紙説明資料」をご覧ください。

この指針につきましては、①から③の3点について、具体的な達成目標と取り組み方法を定めるよう、農業委員会法で求められているものであり、横手市農業委員会では、新体制となった平成30年の9月にこの指針を策定しましたが、改選期ごとに見直しすることとなっているため、今回、一部改正を行うものです。

また、指針の策定や変更を行うにあたっては、農地利用最適化推進委員から意見を聴くこととされているため、事前に各地域における事務調整会議等で協議・検討をしていただきましたが、特に意見等はありません。

事務局	<p>んでしたのでご報告いたします。</p> <p>改正の概要については資料の 2 番に記載しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、事前に各地域における事務調整会議等で協議・検討をしていただきましたので、説明は省略させていただきます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p>
13 番	<p>管内の農地面積について、平成 30 年 4 月が 17,600ha、令和 3 年 3 月も 17,600ha、こういうことってありますか？</p> <p>今日の総会案件であっても 3 町歩を超える面積が減っています。いつも面積が変わらないということは、ありえないと思います。それによって、集積率などにも影響しますし、これではおかしいと思います。</p>
事務局	<p>13 番委員のおっしゃるとおりだと思いますが、本指針における管内の農地面積につきましては、平成 30 年度に作成した時点から、統計調査の数字を用いております。確かに毎月、転用などがございますので、減っているのは事実であります。指針ということでご理解願います。</p>
13 番	<p>会長はどう思いますか。</p>
議長	<p>指針として用いる数字ではありますが、なるべくであれば 13 番委員の言うとおりの、実際に近い数字のほうが良いと思います。</p>
13 番	<p>集積率 70%を目標として取り組むにあたり、分母が減らないのはおかしいと思います。分母が減れば、目標達成も可能なのではないですか。どのくらい面積が減っているかは分かりませんが、70%という目標を目指すのに、分母を全然減らさないで、分子だけをどんどん増やして下さいというのは、あり得ないと思います。農政部局より、平成 30 年からどのくらいの農地が減っているかという数字は掴めると思いますので、現状に即した数字を示して下さい。</p>
議長	<p>この件については、承りたいと思います。次回の総会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
13 番	<p>分かりました。もう一点、議案 29 号別紙の 2 ページの非農地判断についてですが、農業委員が現地に行って確認し、非農地であるか否かを判断しなければならないのに、現行のパトロールのように、荒廃農地か非農地なのかを判断しないようなものではダメだと思います。こういう部分をしっかりと対応していかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>これについては、各地域の推進委員さんとともに、農地パトロール体制の強化というか見直しを図り、13 番委員のおっしゃるとおり、非農地</p>

議長	判断など実務にもっと反映出来るものになるよう、事務局と相談しながら取り組んでまいります。
13 番	<p>推進委員さんは各地域単位でも良いと思いますが、農業委員は市全域を対象とした農業委員ですので、地域に縛られる必要は無いと思います。</p> <p>例えば、委員数が少なく荒廃農地が多くあるような地域には、他地域の委員の協力が必要だと思いますし、そういった部分もしっかり加味した体制作りを、会長が強い思いを持って進めて頂くよう要望します。</p>
議長	<p>先程も申しましたとおり、より実効性のあるパトロール体制およびルールづくりについて、事務局と相談しながら進めてまいります。</p> <p>ほかにご質問等ございませんか。</p>
3 番	話をぶり返すようですみません。先ほどの 13 番委員が質問した分母が変わらないという件について、減反政策が無くなって、私の住んでいる中山間地域などでは、荒廃農地が目に見えて増えている現状がありますけれども、数字的に変えようとすれば、農業委員会に届け出のある転用や非農地証明などの数字を用いて、減らすことは出来るのでしょうか。
事務局	それは可能だと思いますが、この指針の基となっているのが、6 月の総会で皆様にご説明しました「農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」であり、このなかの耕地面積と同じ数字を用いております。この数字については、農林業センサスの数値を用いることとなっておりますので、このような値となっております。
3 番	それについては分かりました。もう一つ、これは 13 番委員にお聞きしたいのですが、委員が言いたかったのは、数字だけを減らすのでは無く、地域の現状を踏まえ、我々が農業委員会活動の中で現況把握に努めることにより、分母を減らすことも必要だということでしょうか。
13 番	はい。
3 番	つまり何を言いたいかという、先日地区の調整会議の中でも話があったのですが、現状で荒廃している農地が非常に多く、これを地区の農業委員と推進委員だけで確認出来るものなのか、非常に不安に思っているところです。今まで行ってきた農地パトロールも重要だとは思いますが、バスで行けるような場所はまだ良いのですが、軽トラ 1 台通れるかどうかといったところにある農地を、しっかりパトロールしていく必要があると思います。そして、それを地元の委員だけで、非農地だとか遊休農地だとかを判断するのは難しいと考えます。会長さんがおっしゃりたいのは、各委員が自分の地域をしっかり把握することが大事だということだと思いますが、私もそこは重要だと思いますので、しっかりやっていきたいと思っています。

議長	ほかにご質問等ございませんか。
20 番	非農地にするかどうかというのは、所有者の意向に関わらず、出来るものなののでしょうか。若しくは非農地にしたいという申請が無ければ出来ないのでしょうか。
議長	<p>法律的には、農業委員さんおよび推進委員さんが現地で非農地だと判断すれば、土地所有者の意向に関わらず、非農地に出来ます。ただ、それが横手市としてどうなのか、改良区さんとか J A さんとかと関係する場合もありますので、皆様と協議しながらルール作りを進めて参りたいと思います。</p> <p>ほかにご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 29 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、「議案第 29 号」については、異議ないものと認め、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>日程 6、議案第 30 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書 34 ページになります。申請案件は 4 件です。</p> <p>「1 番」は横手地域局管内から、申請地は、市立栄小学校から南東へ約 2km に位置する土地で、願出人の父が取得しましたが、農地として利用したことはないとのことで、平成 17 年に願出人が相続した時点では、既に原野化していたとのことです。</p> <p>申請地の周囲は山林または原野となっており、周辺の状況を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。</p> <p>現地調査は、8 月 3 日に堀江一彦委員、高瀬俊作委員、高橋馨推進委員と事務局で行っております。</p> <p>「2 番」は大森地域局管内から、申請地は、八沢木公民館から北西へ 1.2km に位置する土地で、周囲の山林の影響により日照が悪く、昭和 55 年頃より作付けしておらず自己保全管理していましたが、平成 18 年頃からは高齢により草刈りもできなくなり原野化しています。</p> <p>申請地の周囲は原野となっており、周辺の状況を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。</p> <p>現地調査は、7 月 19 日に丹波賢太郎委員、佐々木健明推進委員、平元</p>

事務局

沙恵子推進委員と事務局で行っております。

36 ページになります。「3 番」は大森地域局管内から、申請地は、前田公民館から北へ 1.5 k m 先に位置する土地で、山間の沢添いのため日照が悪く、また、農業機械の進入も困難だったため平成 15 年頃から耕作されておらず原野化しています。

申請地の周囲は山林または原野となっており、周辺の状況を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。

現地調査は、7 月 19 日に丹波賢太郎委員、佐々木健明推進委員、平元沙恵子推進委員と事務局で行っております。

「4 番」は山内地域局管内から、申請地は、山内地域局から南東へ約 3.8 k m に位置する土地で、集落から離れているため通作不便であったことと、周囲の土地の影響により、平成 10 年頃から耕作されておらず原野化しています。

申請地の周囲は山林または原野となっており、周辺の状況を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。

現地調査は、7 月 1 日に高橋正也委員、小野寺稲子推進委員、照井勇人推進委員と事務局で行っております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 30 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 30 号」については、承認することに決定いたします。

日程 9、報告第 6 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。

事務局の報告を求めます。

事務局

それではご報告します。39 ページをご覧ください。報告案件は 8 件です。

「1 番」は横手地域局管内からのものです。照会地は、横手市民会館から東に約 130m に位置しております。

土地状況は、昭和 52 年に申請人の亡き父が住宅を建築した際に近くに

あった照会地を宅地の一部として使用し、現在に至っているものです。照会地は、現在も農地としての利用は困難であり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月21日、高瀬俊作委員、堀江一彦委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月26日付けで記載のとおり報告しております。

「2番」も横手地域局管内からのものです。照会地のうち、「前村」については秋田県雄物川筋土地改良区から北西に約400m、「菖蒲谷地」については約630mに位置しております。

土地状況は、申請人の亡き父が平成3年頃に体調不良のためリンゴ栽培が出来なくなり、後継者もいなかったため、伐採・撤去して杉を植林したものです。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月7日、高橋尚也委員、堀江一彦委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月7日付けで記載のとおり報告しております。

「3番」も横手地域局管内からのものです。照会地は、横手北インターチェンジから南西に約580mに位置しております。

土地状況は、昭和51年に物置兼車庫を建築し現在に至っております。許可が必要なことを知らなかったとのこと。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月29日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月30日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」も横手地域局管内からのものです。照会地は、県立平成高等学校から北に約2.1kmに位置しております。

土地状況は、平成7年に農業用車庫を建築したものでありますが、その際に農業委員会に届出することを失念してしまったとのこと。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月12日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月19日付けで記載のとおり報告しております。

続いて40ページをご覧ください。「5番」は平鹿地域局管内からのものです。照会地は、県立平成高等学校から東に約830mに位置しております。

土地状況は、申請人は秋田市に在住しており、照会地は亡き父から相続したものでありますが、以前から隣家の家屋が建っており、その経緯は不明であるとのことでした。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月28日、飯野会長、佐藤勇委員、松井覚推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月30日付けで記載のとおり報告しております。

「6番」は雄物川地域局管内からのものです。照会地は、横手市役所雄物川地域局から東に約2kmに位置しております。

事務局

土地状況は、昭和 24 年頃に作業所等が建築されましたが、現在は解体され更地となっております。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7 月 21 日、吉田和儀委員、小笠原夏子委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7 月 28 日付けで記載のとおり報告しております。

「7 番」は十文字地域局管内からのものです。照会地は、十文字インターチェンジから北西に約 1.8km に位置しております。

土地状況は、申請人は仙台市に在住している方で、説明によりますと、昭和初期に貸地として家が建てられた経緯があるようですが、取り壊されており、現在は申請人の亡き父が昭和 40 年頃に建てた車庫が残っております。また更地部分は碎石交じりで農地としての利用は困難な状況にあり、よって「非農地」と判断しました。

現地調査は、7 月 21 日、齊藤職務代理、高橋康弘委員、新山武推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7 月 28 日付けで記載のとおり報告しております。

「8 番」は大雄地域局管内からのものです。照会地は、市立横手明峰中学校から東に約 340m に位置しております。

土地状況は、申請人の亡き義理の父が昭和 51 年頃に農機具格納庫を建築し現在に至っているものです。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7 月 26 日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田賢隆推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7 月 28 日付けで記載のとおり報告しております。以上でございます。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 6 号」の報告を終わります。

以上をもちまして、第 6 回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11 時 16 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年8月12日

議 長 飯野 正和

署名委員 佐々木 秀一

署名委員 高瀬 俊作
